

### 「長野県パートナーシップ届出制度」の受付を開始します

性的マイノリティの方が、大切なパートナーとともに、その人らしい人生を送ることができるように、生活上の障壁を取り除くことを目指す「長野県パートナーシップ届出制度」に係る届出の受付を開始します。

#### 1 制度の概要

- ○双方又はいずれか一方が性的マイノリティであるお二人が、制度の利用を希望する場合に、お互いを人生のパートナーとすることを県へ届け出ます。
- ○県は、その届出を受領したことを証明する「届出受領証」等を交付します。

#### 2 届出の受付

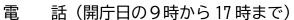
令和5年7月10日(月)から

※届出の前に事前調整が必要となります。

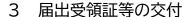
#### 【事前調整の連絡先】

電子申請(随時可)

https://apply.e-tumo.jp/pref-nagano-u/offer/offerList\_detail?tempSeq=34392



026-235-7102 (直通:長野県パートナーシップ届出制度担当)



令和5年8月1日から届出受領証等を交付をします。

#### 4 その他

県ホームページで制度の詳細をご案内しています。 「長野県パートナーシップ届出制度のご案内」

https://www.pref.nagano.lg.jp/jinken-danjo/sogi/partnership.html



# 確かな暮らしを守り、 信州からゆたかな社会を創る

しあわせ信州創造プラン 3.0 ~大変革への挑戦 「ゆたかな社会」を実現するために~ (問合せ先)

担 当 県民文化部人権·男女共同参画課

佐々木、高橋

電 話 026-235-7102 (直通)

FAX 026-235-7389

E-mail jinken-danjo@pref.nagano.lg.jp

[長野県総合5か年計画推進中]



# 長野県パートナーシップ届出制度

性的マイノリティの方が、大切なパートナーとともに、その人らしい人生を送ることができるように、生活上の障壁を取り除くことを目指す制度です。(令和5年8月1日施行)

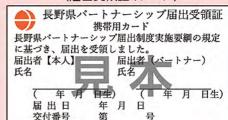
#### 制度の概要

- ○双方又はいずれか一方が性的マイノリティであるお二人が、制度の利用を希望する場合に、 お互いを人生のパートナーとすることを県へ届け出ます。
- ○県は、その届出を受領したことを証明する「届出受領証」等を交付します。
- ※戸籍や住民票の記載は、変更されません。

#### 制度を利用することで…

お互いを 大切なパートナーで あると証明する ものを持てる

生計を一にする子の 氏名及び生年月日の 記載も可能 (届出受領証イメージ)



年 月 日 長野県知事

印

パートナーと ともに 各種サービスを 受けられる 場面が増える

#### 行政サービス(例)

- ●公営住宅への世帯としての入居の申込み
- ●公立医療機関における面会、緊急治療への同意 …など

#### 民間サービス(例)

- ●携帯電話料金の家族割引の適用
- ●住宅ローンの連帯債務、所得合算等の適用
- ●生命保険等の受取人の指定

…など



「こころちゃん」

性の多様性や違いを認め共に支え合う長野県へ



県ホームページ (制度ご案内)



# 性の多様性や違いを認め、共に支え合う長野

性の多様性を知る

#### 誰もが持っている性の要素

誰もが持っている性の要素のうち、性的指向と性自認に ついて、その頭文字を取りSOGI(ソジ)と呼んでいます。

#### 生物学的な性(Sex)

外性器・内性器・性染色体等の性別/身体の性

#### 性的指向(Sexual Orientation)

好きになる相手の性別

#### 性自認(Gender Identity)

自分をどのような性別だと思うか

以下を加えて、SOGIE(ソジー)と呼ぶ場合もあります。

#### 性表現(Gender Expression)

言葉遣い、ふるまいなどから性別をどう表現して いるか



#### 性的マイノリティ(性的少数者)とは

性的指向が異性に限らない方、性自認が出生時に判定された 性(生物学的な性)と一致しない方は、性的マイノリティと呼 ばれています。

#### LGBT(エルジービーティー)とは

LGBT(レズビアン、ゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダーの 頭文字)は、性的マイノリティと同義の言葉として用いられます。 近時は、性的マイノリティを総称するクィア(Queer)の頭文字 を加えて、LGBTQなどと表記されることが多くなりました。

#### Lesbian(レズビアン)

女性として女性が好きな人

性的指向 による例

#### **G** ay(ゲイ)

男性として男性が好きな人

#### B isexual(バイセクシュアル)

男女どちらにも性愛感情を抱く人

#### 性自認 による例

#### T ransgender(トランスジェンダー)

生物学的な性と性自認が異なる人

Qは、性自認や性的指向が明確でない Questioning(クエスチョニング)の頭文字 と説明されることもあります。

県ホームページ(性の多様性について)



#### 性的マイノリティのカップルが直面する困りごと

性的マイノリティの方々には、例えば、次のような多くの困りごとがあります。 どのような困りごとがあるかを知ることが大切です。

- ・パートナーとともに民間住宅の賃貸を申 し込んだら、自分たちの関係を理解して もらえず、拒否された。
- ・パートナーが税の配偶者控除などを受け られない。
- ・パートナーとの関係を拒絶されるのが怖 くて、家族や友人などに悩みを相談でき ない。
- ・親や兄弟にパートナーを紹介したら、絶 縁されてしまった。
- ・パートナーを看病するための休暇が認め られない。
- ・パートナーが死亡したときに相続の権利 がない。
- ・パートナーの葬儀への参列を拒絶された。





県民の皆様へ

#### 性の多様性を尊重して、日々の言動を見直してみてください。

各種調査によると、日本の人口の約9%の方々が性的マイノリティにあたると考えられており、これは、左利きや血液型 がAB型の方々に近い割合だと言われています。

不必要な性別の確認、 「男女分け」などを行って いませんか?



性的指向や性自認を

理由として、

不利益に取り扱って

いませんか?

外見のみで 性のあり方を決めつけて いませんか?



グッズを身に着けたり 置いたりすることは、 応援する気持ちの 表明になります。

本人の許可なく 性的指向や性白認、 戸籍上の性別等を 口外することは、

絶対に許されません。



6色のレインボー

(注) 各種調査とは、電通ダイバーシティ・ラボの調査(2018、2020)、株式会社LGBT総合研究所の調査(2019)を指します。 また、左利きや血液型がAB型の方々の人口については諸説あります。

#### 事業者の皆様へ

パートナーシップ関係を示す届出受領証等の提示を受けた場合、婚姻関係・ 事実婚関係にある方々と同様のサービスを提供することについて、ご理解 とご協力をお願いします。

- ※届出受領証等の提示によって知り得た個人情報の取扱いには十分注意してください。
- ※県内の市町村が交付した受領証についても同様のご対応をお願いします。
- (令和5年6月現在、長野市、松本市、駒ケ根市が独自の制度に基づき受領証を交付しています。)

長野県バートナーシップ届出受領証 携帯用カード 長野県バートナーシップ届出教後実施要輌の規定 に基づき、起社を突領しました。 島出者 【本人】 岳名 (パートナー) 氏名 年 月 日 長野県知事

左記を含む、性の多様性に

関する相談窓口を県のホーム

(届出受領証イメージ)

#### 人権相談窓口はこちら

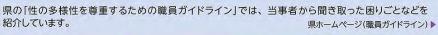
#### 長野県人権啓発センターでご相談をお受けします。

同センターは、性の多様性を含む様々な人権に関する相談窓口です。 TEL: 026-274-3232(対面での相談は行っていません。)

受付時間 8:30 ~ 17:00(原則として月曜、年末年始等はお休みです。)

- ○性の多様性に関する相談は、内容によって専門の相談員にお取次ぎします。
- ○本人からのご相談のほか、保護者や雇用主の方からのご相談もお受けし ています。





# 制度を利用される皆様へ 手続のご案内



#### いつから?

#### 令和5年8月1日から届出受領証等を交付します。7月10日から届出を受け付けます。

※県内の市町村が交付したパートナーシップ制度に係る受領証をお持ちの方も、県への届出が可能です。

#### 対象者の要件は?

- ○双方が成年(満18歳)に達していること
- ○双方が結婚していないこと、また他の者とパートナーシップ関係にないこと
- ○双方が民法により婚姻できない関係にないこと(双方がパートナーシップ関係に基づき 養子縁組をしている場合等を除く)
- ○少なくとも一方が県内に住所を有すること又は県内への転入を予定していること

#### 手続の流れ

住民票

#### ①事前調整



届出者は、電子申請又は電話(026-235-7102)により県へご連絡ください。 届出書、必要書類、受付後の流れなど をご案内します。

#### ②届出書の記入・提出



届出者は、下記のホームページから届出書などの様式をダウンロードし、ご自身で記入の上、必要書類と共に郵送により県へご提出ください。

(持参により提出することも可能)

#### **3**書類確認



県は、書類を確認した後、本人確認を 行う方法や日時を電話又は電子メールに より届出者へご連絡します。

#### 4本人確認

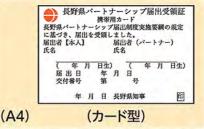




原則オンラインにより、本人確認を行います。 (対面で実施することも可能)

#### 6届出受領証等の交付





県は、要件を満たしていると認める場合、「届出受領証明書」 及び「届出受領証携帯用カード」を届出者へ交付(郵送)します。

# 詳しくは、県ホームページをご覧ください。



受付・お問合せ先

# 長野県 県民文化部 人権・男女共同参画課

TEL:026-235-7102 〒380-8570 長野市大字南長野字幅下692-2